



韓国 I P G Information

発行：2011年4月

韓国 I P G 事務局 (JETRO ソウル・センター)

目次

< 韓国 I P G の活動 >

- 仁川国際空港で模倣品の流入を防ぐ 1頁
- 模倣品購入防止パンフレット 2頁
- 部品素材分野における韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル 3頁

< I P を知ろう。 >

- 特許の翻訳上の注意事項 4～5頁
- 韓国 I P ニュース 6頁
- 営業秘密原本証明サービスが運用開始 7頁
- 「新・知財最前線は今」標準保有企業と公正取引委員会 8頁

韓国 I P G へのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国 I P G は、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

韓国 I P G 事務局

日本貿易振興機構 (JETRO)
ソウル・センター知的財産チーム

電話 / 02-3210-0195
e-mail / jetroiprseoul@gmail.com

榎本吉孝 (エノモト・ヨシタカ)
曹恩実 (ソウ・ウンシル)
趙乾東 (チョウ・ゴンドン)
池崎麻理絵 (イケザキ・マリエ)

韓国 I P G の活動

韓国の関門、仁川国際空港で模倣品の流入を防ぐ

- 仁川空港税関で取締り職員向け真贋判定セミナーを開催 -



韓国 I P G では、3月3日午後に韓国関税庁傘下の貿易関連知識財産協会 (T I P A) と共催で、仁川空港の仁川空港公社・教育室で仁川空港税関の職員を対象に真贋判定セミナーを開催しました (日本経済産業省の補助事業)。

今回のセミナーは、海外からの郵便物流が最も多い仁川空港税関で開催。46名の税関職員に参加して頂きました。これら税関の調査担当の職員を対象として自社製品の真贋判定要領について直接教育をして頂くためにセミナーに参加して頂いた日本企業は、ポケモン・ 코리아、サンリオ (キャラクター商品)、ソニー (電子メーカー)、T J M デザイン (工具、産業用ツール)、Y K K コリアの5社で (うち1社は、日本から担当者が参加)、各社の御担当者様より、自社製品の模倣実態と真贋判定方法に関する詳しい説明を行って頂き、税関職員との活発意見交換も行われました。

韓国関税庁開催の本物・偽物展示会 (7月開催予定)

韓国関税庁は、今年7月初旬にソウル市・駅三洞の展示場 (C O E X) で、本物・偽物展示会を開催する予定です。この展示会は、偽物と本物の比較展示を通じて、一般消費者が誤って偽物を購入することを防ぎ、偽物の流通による真正企業や国家のイメージの毀損などを防止する目的で開催されます。(会場の費用などは関税庁が負担の予定)。
詳細は未発表ですが、韓国 I P G に連絡が入り次第、皆さまにお知らせいたします。御関心の方は、韓国 I P G 事務局までご連絡ください。

事務局より

4月。ソウル周辺の山や公園などでは桜の花が満開になり、ソウル市内で桜の名所である汝矣島 (ヨイド) で、満開の桜の花が、今年も多くの人たちの目を楽しませてくれました。新緑がまぶしい季節、ちょっと一服して、樹木園を散歩するのもいいですね。雨の季節を迎える前に、素敵な春の景色を見逃さないよう、さあ、急ぎましょう!

「韓国 I P G ・ Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

模倣品の購入防止パンフレット

「模倣品」と聞いて、多くの人が思い浮かべるのは、明洞や南大門などの市場で頻繁に目にするルイヴィトンやシャネルのようなブランド品のニセ物ではないでしょうか。こうしたブランド品のニセ物は、外国からの観光客を含めた消費者側もニセ物と認識した上で購入しているようであり、韓国政府の取締りとともに、消費者側の認識・姿勢の改善が必要です。

一方、日本製品の模倣品を中心に、韓国の消費者がニセ物と知らずに購入してしまうケースが多数あります。特に生活に密接した商品では日本のブランドやキャラクターに対する志向が強いために模倣品・コピー品が多く、例えば、子供が駄菓子屋や文房具店で購入するような玩具や文具、一般向けでは、ゴルフ用品・釣り道具などのスポーツ用品、工具、衣料・食品などの生活用品、デジカメやコピー機など電子製品の消耗交換品などで模倣品の被害が頻繁に発生しています。消費者が認識せずに粗悪な模倣品を購入した場合、企業は消費者の安全を保障できず、企業イメージも損なう結果ともなりかねません。



消費者団体キャンペーン
(韓国政府・2009年実施)



本物・ニセ物展示会
(韓国政府・2009年実施)

韓国消費者向け・日本企業製品の模倣品の購入防止パンフレットを広く配布します。

韓国IPGでは、韓国の消費者や子供たちに、身の回りの生活用品にもニセ物（模倣品・コピー品）が多くあるということを知って頂き、粗悪品による弊害を伝えることにより、模倣品を誤って購入する一般消費者の被害を防止し、模倣品による企業のイメージ毀損や経済的な損失を防止することを目的として、日本企業の皆さまにご協力頂いて模倣品に関するパンフレットを韓国語で製作します。

パンフレットは、広く韓国の消費者に配布するため、韓国政府・関連機関との連携を行います。

韓国政府や関連機関が行う模倣品対策の取組みとして、本物・偽物展示会（7月中予定）、街頭キャンペーン（6月中旬予定）、小中学校の教養授業（未定）、取締り公務員の教育資料などで利用、配布していただく予定です。



部品素材分野における 韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル

- <日時> 2011年6月14日(火) 14:00 ~ 17:40
 <場所> ベストウェスタンプレミア・ソウルガーデンホテル
 <主催> 韓国 I P G、日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所
 <後援> 日本知的財産協会(J I P A)

参加者の全員が、ラウンドテーブル形式での活発な議論に参加して頂くことより、実務的に有益な成果を得ることを目標としております。みなさま、奮ってご参加ください。(参加費は無料)
 申込書にご記入の上、**6月3日(金)**までに、メールまたはFAXでお申込みください。

申込書はこちら ⇒ http://renew.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/round_table.doc

部品素材分野における韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル

- ① 問題提起 ⇒ ② 参加企業からの発言 ⇒ ③ 専門家のアドバイスを含めた全体討論

- 問題提起1 / 長谷川 暁司 氏 (元・三菱化学(株) 知的財産部長)
 (現在、長谷川知財戦略コンサルティング代表、弁理士)
 問題提起2 / 濱野 廣明 氏 (積水化学工業(株) 知的財産部長)
 問題提起3 / 伊藤 寛 氏 (三井化学(株) 知的財産部 R&DE サポートユニットリーダー)
 問題提起4 / 塩川 信明 氏 (ニッタ(株) 知的財産グループ課長)

専門家: 杉村 純子 氏 (プロメテ国際特許事務所所長、弁理士)
 長谷川 暁司 氏
 朴 普顯 氏 (金・張法律事務所、弁理士)



進行: 日本知的財産協会(J I P A) アジア戦略プロジェクト
 駒井 慎二 氏 (住友大阪セメント(株) 知的財産部 担当副部長)

司会: J E T R Oソウル事務所

『納品先の韓国企業から最新技術が漏れる…』

日本が競争力を持つ部品・素材分野。韓国の対日貿易赤字がこの分野で膨らんでいることから、韓国政府と韓国企業は競争力強化に向けた振興策や大手企業と中小企業との同伴成長などを進めています。一方で、日本企業が最先端部品や最新素材を韓国大手企業に納入した途端に、韓国の中堅企業が低価格の類似品を開発するという実態があるといわれ、'納入先の韓国大手企業が下請けに日本製の納品物を提供して安く類似品を作らせているのでは'とか'日本企業の若手技術者が引き抜かれている'といった疑念の声も聞かれます。

『競争力の維持のための知的財産戦略を構築』

部品素材分野の韓国中小企業の<知財力>が今後、向上していけば、日本企業が韓国企業から侵害訴訟を頻繁に受ける事態となることが想定されます。日本企業が、知財力で優位性を維持するための対策について専門家とともに議論し、情報漏洩対策や知財戦略の方向性について見出すことを目標に、「部品素材分野における韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル」を開催いたします。

特許の翻訳上の注意事項

「知識財産翻訳ガイドライン」（韓国特許庁）の概要

海外市場の拡大により、海外への知的財産権の出願が増加していますが、特許明細書の翻訳ミスのために審査過程で登録が拒絶されたり、特許紛争や訴訟問題に発展した際に、大変な苦勞をとまなうケースが数多く発生しています。

こうした翻訳ミスによるトラブルを防ぐために、韓国特許庁と韓国知識財産サービス協会が共同で「知識財産翻訳ガイドライン」を発行しました。（2010年12月）

このガイドラインに掲載されている注意事項を、いくつかご紹介いたします（日本語として理解しやすくするために、事例の説明などを若干変更してあります）韓国語から日本語への翻訳を意図したガイドラインですが、法律や技術関係での日韓翻訳にも参考になると思います。

■ 誤訳の種類

< 事例1 >

菓子の製造方法に関する発明で、重要な第1工程の冷蔵温度「3～5℃」を「3～5°F」と誤訳。その後、特許庁の審判で、明細書と特許請求の範囲に記載した全ての「°F」を「°C」と訂正しようとしたが許可されず、審決取消し請求訴訟や上告の裁判でも、特許請求の範囲の変更を理由に棄却された。

誤訳の種類① 誤記

誤記は原文と翻訳文の両方に原因が存在することがあり、原文の誤記を見逃して誤訳になることもあります。単語、図面の符号、記号、外来語表記などに十分注意しましょう。

< 事例2 >

韓国語の「중앙층을 갖춘지지층을 포함하는（中央層を備え（る）支持層を含む）多層フィルム」では、갖춘（備え）の後に句読点がないために、中央層を備えた多層フィルムなのか、中央層を備えた支持層なのか明確でない。これを、「中央層と支持層とを含む（중앙층과 지지층을 포함하는）多層フィルム」と誤訳した。

誤訳の種類② 誤びょう

述語の正確な位置や句読点を打つ場所を間違えるなど、日本語の文法と技術知識の不足により誤訳が発生することがあります。

< 事例3 >

韓国語の「평균입자경이 0.4 μ m 인 불용성 모노아조 중의 안료」が、「平均粒子径が 0.4 μ m の不溶性モノアゾ顔料」と、「안료」（顔料）の単語の前の「중의」（中の）が漏落して翻訳された。

誤訳の種類③ 漏落

特許明細書は、似たような文章が羅列して記載される場合が多いため、語句の錯覚や単語を漏落する場合があります。「AまたはBまたはCの群から選ばれた1種の物質」というマーカッシュ形式の特許請求の範囲の場合に、「～中の・・・（～群から選ばれた1種の・・・）」を漏落すると、補正しても特許請求の範囲が変更されることを理由に拒絶されますので、注意が必要です。

< 事例4 >

発明で最も重要な部分の「상기 렌즈 26 은 눈의 통상적인 간격에 대응하도록 시각적으로 사이가 멀어지고 (前記レンズ 26 は目の通常の間隔に対応するように視覚的に離間され)」を「前記レンズ 26 は目の通常の間隔に対応するように離間され」と、「視覚的に離間され」を「離間され」と変更して翻訳。

誤訳の種類④ 変更

直訳では意味を理解しづらいため、部分的に意識を必要とする場合がありますが、間違った意識をしたために意味が変わってしまう場合があります。

< 事例5 >

「ポリマーA、ポリマーB、ポリマーCを含むフィルム」と日本語訳したが、ポリマーA、B、Cの各成分を「任意に含む」という趣旨が曖昧であったため、ポリマーCの前に「および/または」を追加して、「ポリマーA、ポリマーB、および/またはポリマーCを含むフィルム」と日本語訳を訂正した。このように「および/または」を追加することは内容が変更になるとして、裁判所が認めなかった。

誤訳の種類⑤ 追加

原文の表現が曖昧または難解である場合や、固有の表現や新造語を翻訳する場合に、それを説明するための語句を追加するときに、誤訳が発生する可能性があるので注意します。

■ 特許明細書によく使われる表現

* 본 발명 (本発明) と, 이 발명 (この発明)

「본 발명(本発明)」は法律用語で明細書に記述している発明そのものを指す言葉。「이 발명(この発明)」は法律用語ではありません。「이 발명(この発明)」は、明細書内で提示された公開公報等の先行技術等を指す指示代名詞です。

* 되다 (れる、られる) と, 시키다 (させる)

日本語の明細書では、受動を表す助動詞「れる、られる(되다)」は頻繁に使用されますが、使役の助動詞「させる(시키다)」はあまり使用されません。「되다(れる、られる)」は受動を表すときに名詞の後ろに付く接尾語で、「시키다(させる)」は使役を表すときに名詞の後ろに付く接尾語。この2つの表現が韓国語の明細書では厳密な区別がなく使用されているために、誤訳が発生するケースが多いようです。



* 와 (と) と 및 (および)

「와(と)」は前後が対等なとき、「및(および)」は前の言葉が後ろの言葉よりも重要な時に使いますが、特許明細書では識別力を高めるため主に「및(および)」をよく使います。特許請求の範囲では、主語が前又は後ろにあって、その中間に複数の構成要素が羅列されます。修飾節が多い文章であればあるほど誤訳が多くなり、特に句読点を打たないまま、長文で特許請求の範囲を書くときに、誤訳が発生しやすくなります。

日本語と韓国語は、語順や漢字語など類似点が多い言語ですが、一方で同音異義語や微妙に異なる点も多いため、誤訳の発生が憂慮されます。識別力が高く効果的な出願書類を作成するための参考にいただければ幸いです。



韓国IPニュース

● 日本企業に韓国企業の製造技術情報を漏えい

日本のライバル会社からスカウトされ、韓国企業の製造技術情報を漏えいして離職した容疑により、ソウル地方警察庁は、チャン氏（43才）など2名を書類送検した。

チャン氏等は、空き瓶検査システムを製造する韓国中小企業に営業理事として勤務していた際、ライバル会社である日本のK社からスカウトされ、システム開発の技術など会社の営業秘密を漏えいし、離職したという容疑をかけられている。この韓国企業は、韓国初の空き瓶検査システムの技術を開発した会社で、数兆ウォン規模の中国市場においてK社と競争を繰り広げていた。製造技術情報の漏えいにより今後5年間で4,000億ウォン余りの損失を被ると予想される。警察は、日本のK社代表と韓国支店長を指名手配している。

● 商標の模倣を防止する近道 — 「情報提供」

自社の商標を模倣した他人の商標出願が発見されたとき、韓国特許庁に情報提供すれば、模倣商標の登録を効果的に防止できることが明らかになった。「情報提供」は、出願された商標に、登録すべきでない拒絶理由を発見したときに、その情報と証拠を特許庁に提供できる制度（商標法第22条第3項）。

韓国特許庁が最近6年間におけるファッション分野の商標出願に対する情報提供の処理状況を分析した結果、情報提供された1,472件の商標出願について72.2%の1,063件が模倣商標に該当し、登録が拒絶されていた。この比率(72.2%)は、異議申立て(43.8%)や無効審判(41.7%)での拒絶・無効の比率より高く、情報提供が模倣商標を防止する効果的な制度であることが理解できる。費用面でも、情報提供は無料で、異議申立て(商品類区分当たり5万ウォン)や無効審判(同24万ウォン)より経済的である。また、情報提供は商標出願の審査に反映されるため、模倣商標を短期間に防止できる。

● 文化体育観光部が、著作権侵害のウェブサイト82件の接続遮断を要請

文化体育観光部は、不法著作物を流通していたインターネットサイト82件(トレントサイト63件とインターネットショッピングモールサイト19件)を摘発し「情報通信網法」に基づいて放送通信委員会に接続遮断などの措置を要請したことを発表した(4月13日)。

これらトレントサイトでは、公開前の映画や最新ドラマなど18万件の不法シードファイル(Seed File)が提供されていた。また、インターネットショッピングモールは、任天堂ゲーム機の著作権保護技術措置を無力化させる装置のR4チップなどを専門的に販売するものであった。

● 世界女性発明・起業家フェスティバルを開催

女性の発明品を全世界に広報し、女性発明家・起業家の販路開拓とビジネスマッチングの機会を提供するため、世界女性発明・起業家フェスティバル(2011大韓民国世界女性発明大会/大韓民国女性発明品博覧会/世界女性発明フォーラム)が、来る5月4日から7日まで開催される。

発明行事以外にも、女性発明家のための多様な教育プログラムや、出願相談、優秀な発明アイデアの発掘と試作品製作の支援、女性の発明の権利化や事業化促進のための事業も実施される。

● 特許技術の取引をサポート

中小企業や個人発明家の特許技術の取引を支援するため「特許技術取引の統合コンサルティング事業」を実施される(韓国特許庁)。特許技術取引の統合コンサルティングは、企業が必要とする技術ニーズを調査後に、これとマッチングする特許を特定して技術取引を支援する事業。そのほか、技術取引に必要な価格交渉、契約手続き、技術事業化戦略などについてのコンサルティングも提供する。

また、特許技術取引の活性化を図るため、インターネット特許技術市場(www.ipmart.or.kr)に、常時特許技術競売システムを構築し、今年6月から開通する予定。

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL : http://renew.jetro-ipr.or.kr/newsLetter_list.asp

営業秘密原本証明サービスが運用開始

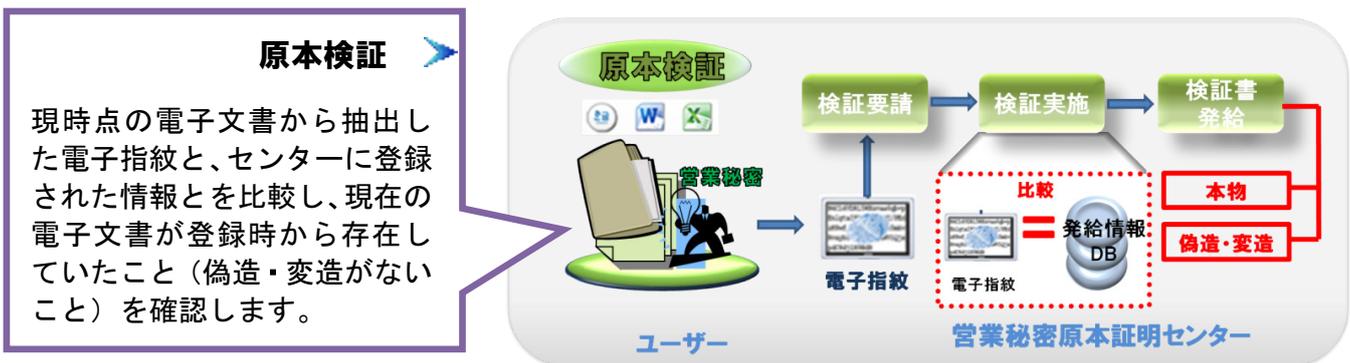
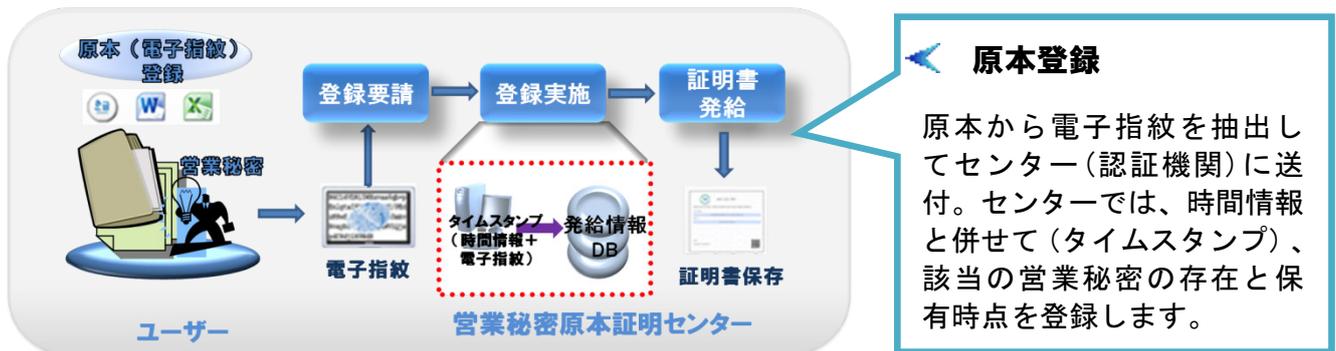
知的財産権制度の中でも営業秘密保護制度は、特許や商標のように登録や公示の制度がなく、そのため、自社の営業秘密の侵害など紛争が発生した場合に、「その営業秘密が自社に存在したこと」や「営業秘密を保有していた時点」を立証することが困難でした。そこで、営業秘密保護のインフラや対応能力が脆弱な個人や中小企業などが営業秘密の流出に備え、技術移転や機密事項の伝達など取引を円滑化することを目的として「営業秘密原本証明サービス」が構築され、先ごろ韓国特許情報院により運用が開始されました（システムの詳細については《韓国IPG・Information 第4号》の記事を参照）。

「営業秘密原本証明サービス」のサービスアクセス先

韓国特許情報院営業秘密原本証明サービスウェブサイト <http://www.tradesecret.or.kr>

営業秘密原本証明サービスに登録すると

- ① 企業が保有する営業秘密の存在如何と、その保有時点について立証が容易になる
- ② 営業秘密原本を同サービスに提出することなく、電子指紋だけで原本を証明できるため、外部への情報流出を遮断できる
- ③ 営業秘密の原本であること、あるいは偽造や変造の有無を把握・立証できる
- ④ アイディア資料、研究ノート、設計図面、取引実績、財務資料、投資計画、顧客情報、契約書など原本証明が必要な電子文書について、内容を問わず簡易に活用できる。



原本（電子指紋）を登録する場合の利用手数料

原本（電子指紋）登録を利用する際には、基本、維持、割増維持の各料金が賦課されます。

| 区分 | | 金額（税込） | 備考 |
|--------------------|------|----------------|-------------------------|
| 原本 （電子指紋） 登録 | 基本 | 10,000 ウォン／件・年 | |
| | 維持 | 3,000 ウォン／件・年 | 原本(電子指紋)登録以降の保管期間（1年）以内 |
| | 割増維持 | 9,000 ウォン／件・年 | 保管期間（1年）満了後6カ月以内 |

標準保有企業と公正取引委員会

File No. 31

多機能携帯電話（スマートフォン）の急速な普及により、製品、技術、サービスの融合が情報技術（IT）分野で進み、さらに産業全般に及んでいる。異なる企業の多様な製品、技術、サービスがうまく融合するためには、互換性確保の手段として技術の標準化を進めることが重要である。標準化を進める上での課題の1つは、標準として採択する先端技術の中に特許権で保護された技術が含まれることである。権利者に合理的な特許料を支払うことに異論は無いとしても、特許権者が関連市場を支配する力を得たために、特許権を乱用して市場に弊害を与えるようでは、技術の普及や共有を目的とした標準化の趣旨に反する結果となる。

国際的な標準化活動を担う国際標準化機構（ISO）や、国際電気通信連合（ITU）など多くの標準化機構では、特許権者の権利乱用を防ぐための対策を採っています。標準技術の選定に先立って、関係企業には特許出願中または特許登録済みの関連技術の公開が要求されます。そして、特許技術を標準に採用する場合には、特許権者に特許技術を「公正かつ合理的で非差別的」（Fair Reasonable and Non-Discriminatory: FRAND）な条件で実施許諾することの事前合意を求めています。それにもかかわらず現実には、特許権者が自社の特許技術が標準として採択され、業界に普及した後、特許権を乱用する可能性が残っています。

■ 韓国公正取引委員会の厳格な対応

韓国の公正取引委員会は、こうした権利乱用に対して、独占規定および公正取引に関する法律に違反し、正当な特許権の行使ではないとして、是正命令や課徴金を課するなど厳格に対応する姿勢を見せています。

その代表例が、米クアルコムの事例です。

韓国公正取引委員会は、2009年7月ごろ、コード分割多重接触（CDMA）移动通信の標準技術を保有した多国籍企業のクアルコムに対し2,732億ウォン（約210億円）という史上最大の課徴金を課しました。その理由は、クアルコムが自らの技術が標準技術として選ばれた当時には、該当技術を「合理的で非差別的」な条件で実施許諾すると誓約したにもかかわらず、サムスン電子、LG電子など韓国の携帯電話製造会社と締結した特許実施契約において、これら携帯電話製造会社がライバル会社のモデムチップを使用する場合には、差別的に高いロイヤルティを賦課するとし、これによってライバル事業者を排除し、モデムチップ市場で99%以上の占有率を得たというものでし

た。

■ 公共入札での必須利用技術も

正式に採択された国際標準や国内標準でなくても、業界で「事実上の標準」となっているケースについて、韓国の公正取引委員会が、特許権者の権利乱用を認めた事例があります。韓国のA社が特許を保有している噴水設置工法は、主な公共機関が発注する噴水工事入札で「必須利用技術」として指定されるほど、業界では事実上の標準として認められていました。そこでA社は、自らの特許技術が入札に参加するための必須条件である実態を悪用し、噴水工事の入札に参加した事業者に対して、特許実施料の支払い以外に、特許技術が使用されていないほかの工事についてもA社と下請け契約を締結すべきという条件を付け加えて特許の実施を許諾しました。これに対して、韓国の公正取引委員会が是正命令を出したのです。

韓国の公正取引委員会は、昨年3月31日に「知的財産権の不当な行使についての審査指針」を改定し、特許権者による権利乱用行為を具体的に規定しました。そして、昨年8月ごろにはIT産業分野の企業全般に対して知的財産権の乱用の実態について大規模な職権調査を実施したのです。

審査指針では、◇標準技術選定の協議過程で、関連の取引価格・数量、取引地域、取引相手、技術改良の制限等の条件について不当に協議する行為◇標準技術に選定される可能性を高めたり、実施条件の事前の話し合いを回避したりする目的で自らが出願または登録した関連特許の情報を実態を不当に公開しない行為◇標準技術として広く利用される特許発明の実施許諾を不当に拒絶する行為——などが、特許権の正当な権利行使の範囲を超える例として挙げられています。

入札仕様のような「事実上の標準」の場合も含め、韓国で標準にかかわる事業を進める企業や、標準技術を利用しようとする企業は、必ず、韓国公正取引委員会の厳格な態度と審査指針を念頭に置いて、ライセンス契約の締結を進めていく必要があります。

<今回の解説者：韓国IPG 協力メンバー>

法務法人律村 金鐵煥 弁護士・弁理士
1969年生まれ。90年司法試験合格後、判事としてソウル中央地方裁判所および特許裁判所等にて勤務。米国 Duke Law School で研修。08年より法務法人律村の知的財産権チーム弁護士として勤務。特許法注解、特許判例研究、知的財産訴訟実務等、共同執筆

（監修：日本貿易振興機構＝ジェトロ＝ソウル事務所
副所長 榎本吉孝

<< The Daily NNA 【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >>

